

学童保育所保育指針

特定非営利活動法人

町田市学童保育クラブの会

目 次

前文	(1)
第1章 学童保育所の目的と役割	(1)
1. 目的	
2. 学童保育所の果たす役割	
3. 学童保育所が地域で果たす役割	
第2章 保育の目標・基本方針	(2)
1. 保育の目標・基本方針	
2. 保育環境の特徴	
① 遊びおよび生活の場	
② 異年齢による集団生活	
第3章 子どもの発達	(3)
1. 子どもの発達と学童保育所	
2. 学童期（6歳から12歳）の発達	
3. 学年ごとの発達の特徴と、配慮事項	
1年生	
2年生	
3年生	
4年生	
高学年	
第4章 学童保育所における保育内容	(10)
1. 保育内容	
① 環境	
② 健康	
③ 人間関係	
④ 言葉	
⑤ 表現	
第5章 保育計画づくりと留意事項	(13)
1. 保育計画を作成するにあたって	
2. 指導員同士の協力体制・会議	
3. 遊び・活動・教材の準備と研究	
4. 特別な援助を必要とする子どもへの配慮	
①障がい児	
②異文化で育った子ども	
第6章 健康・安全に関する留意事項	(14)
1. 子どもの健康	
2. 事故防止・安全指導	
3. 虐待への対応	
第7章 保護者と共にすすめる子育て	(16)
1. 一人ひとりの保護者との関わり	
2. 保護者会との関わり	
3. 保護者自身の主体的な関わり	
第8章 指導員の役割と仕事	(17)
1. 指導員の役割	
2. 指導員の仕事内容	
第9章 指導員の責務（倫理）	(19)

学童保育所保育指針

前 文

子どもは、平和と安全が保障された社会において、生命および基本的人権が守られ、「人として尊ばれる」べき存在であり、かつ、人間らしく生まれ、生き、発達する権利がある。

私たちは、子どもが権利の主体として輝いていられる社会を実現することを、私たち自身の義務であると考えます。

私たちは、子どもの最善の利益を考慮し、豊かな子ども時代をおくれるよう、ここに学童保育所保育指針を定め、学童保育所における発達の指標とする。

この学童保育所保育指針は、「子どもの権利条約」の理念をふまえつつ、今後子どもに関わる全ての人によって常に研究し改善されながら、より豊かに発展していくものである。

私たちは、上記の理念に基づき日々努力を積み重ねていくこととする。

第1章 学童保育所の目的と役割

1. 目 的

学童保育所は、児童福祉法に基づき、保育が必要とされる小学校児童の、豊かで安全な生活の場を築くことによって、子どもの心身の発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

2. 学童保育所の果たす役割

- 1) 働く親を持つ子どもの放課後および学校休業日の生活を継続的に保障する。
- 2) 子ども的心身ともに健やかな発達を保障する。
- 3) そのことを通して、親が安心して働くことを保障する。
- 4) 地域社会の子育て支援の一助とする。

3. 学童保育所が地域で果たす役割

学童保育所は、地域に根ざした子育ての場として、地域の様々な人たちと連携をとり、そのことを通して地域の子供達の健全な育成に貢献する役割を担う。

学童保育所は、地域の中で遊びや文化を伝え広げていく役割をもち、そのために地域に対する働きかけが必要である。また、子どもたちの生活経験を豊かにするために、

地域の自然、人材、行事や公の施設を積極的に利用する。

第2章 保育の目標・基本方針

1. 保育の目標・基本方針

学童保育所での保育の目標・基本方針を、以下に5分野で表現する。ここでいう保育の目標とは、子どもたちが学童保育所ですごす期間のうち、どのような環境ですごし、どんな力を身につけるべきかを表したものである。

1) 環境：のびのびとすごせる温かい環境であること。

学童保育所は子どもにとって家庭にかわる生活の拠点である。したがって、学校での緊張を解きほぐせるような、くつろいだ雰囲気の中でのびのびとすごせる環境であることが望ましい。また、身近な自然や地域環境の中で、様々な体験を積み重ねていく場である。

2) 健康：健康で安全な生活が保障される場であること。

健康・安全に関して、生活に必要な習慣や態度が養われることが望ましい。

3) 人間関係：一人ひとりの子どもが大切にされ、自主性が育つ場であること。

人との関わりの中でお互いを認め合って、励ましあい助け合う態度や思いやりを育てていくとともに、一人ひとりの個性や能力に応じて意図的な働きかけを行い、子どもの成長・発達を促す場である。

4) 言葉：生活の中で、自分なりの考えを育み、言葉で表現できる力を養う。

一人ひとりの子どもの学年・発達に応じた、思考する力、認識能力、言葉で表現する力を養えるよう援助する。

5) 表現：様々な体験を通して豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと。

日常生活の中で、様々な遊び、文化的な取り組み・活動などを通して、豊かな感性を育み、自己肯定観をもった人間となるよう、援助する。

2. 保育環境の特徴

1) 遊びおよび生活の場

学童保育所は、児童福祉法で「遊びおよび生活の場」と規定されているとおり、その基本は、遊びを中心とした、放課後の生活であり、子どもにとっては、学校生活の緊張から解放され、自由でのびのびとした活動が保障される時間であるとともに

に、遊びの内容と仲間を自らの意思で決定することができる場である。

同時に、親の就労等により保育を必要とする児童であることから、家庭にかわる大人の保護のもとで安全が保障される生活の場である。

2) 異年齢による集団生活

学童保育所は、その施設・設備の特徴から、異年齢の子ども達が同時に同じ場所ですごす。それは、性格、発達状況、体の大きさ、興味、関心などが異なる多様な子ども達が集いすごすということである。

多様な人間関係の中でもまれながら育ち、時にトラブルとなりながら、それをのりこえることで、「立場が違えば考え方も違う相手を理解し思いやる」経験のできる場が学童保育所である。

第3章 子どもの発達

1. 子どもの発達と学童保育所

学童保育所は、そこで生活する子どもたちを保護し、愛護し、教育する。

指導員は、子どもの発達のすじみちの全体像と、子どもの発達には順序、個人差があることを理解し、その上で個々の子どもの発達の可能性・課題をつかむようにしなければならない。

また、子どもが学童保育所に入る以前に育ってきた環境がそれぞれ異なることをふまえ、個々の子どものもつ経験の違いを発達段階の違いとして配慮しなければならない。

子どもは無限の可能性を秘めているが、それは子どものおかれた環境によって大きく変わってくる。子どもたちは社会的、身体的、精神的、文化的といった、様々な領域がからみ合った中で発達していく。そのことを十分にふまえ、学童保育所での生活は、個々の子どもにとって安全かつ安心できる場であり、ありのままの姿を現し、遊びを通して個性や能力を引き出し、成長発達に寄与する内容が求められる。

2. 学童期（6歳から12歳）の発達

この時期の子どもは、脳の発達とともに、身体的には骨格・筋力・心肺機能・生殖機能などが著しく成長する。そのために必要な栄養と運動は欠かせない。

精神的には、自分自身や自分と他人との人間関係、社会との関係を認識し、精神

的自立を獲得していく上で重要な時期にあたる。また物事の善・悪の判断や、社会道徳・市民道徳の観念が形成され始める。

学童期の子どもをとらえるには、大人の保護がまだまだ必要であることを忘れてはならない。子どもは学童後期以降、思春期を経て大人の世界の門口に立つティーンエイジャーへと成長するが、子どもはいきなり依存を断ち切って自立した大人になっていくのではなく、依存しつつ自立していくことを、しっかりと大人が理解しなくてはならない。

大人によって保護され愛されている実感を伴うことが、大人の保護を離れ、自立していく上で欠かせない。子どもは大人に保護されている安心感を精神的なよりどころにしなが、日々の生活の中で自分の興味・関心を広げ、自分の意思と判断による主体的行動により、諸能力を獲得していくのである。

学童期の知識・技能および人格の発達にとって、様々な体験を豊富にすることが重要な要素である。また、身近自立をし、生活の主体者となり、自己・社会に価値を見出していく上で、豊富で多面的な活動を保障していく必要がある。

特に身体的・感覚の発達は脳の発達と関係しており、そのために身体を十分に使って活発な活動を展開することは、感情のコントロールを行う上で重要な要素である。あわせて、言語能力を思考力へと高めきたえる時期であり、読み書き言葉の習得と、内言語（思考するための言語）を豊かにしていくことは、人格形成にとって不可欠である。

人間関係においては、自己中心性を乗り越えられるよう、自分の立場と相手の立場をも視野に入れながら、矛盾・トラブルを解決していく力を育てることが大切である。そのためには他人の立場になって、自分をとらえなおす自己客観性の形成が必要となる。また、自分らしさ・個の確立や社会的ルールを理解し道徳性を獲得しながら人間としての社会生活をより豊かに生きる諸能力を高めるために、集団生活の中で自治能力の発達を促すことが重要となる。

学童期を終えるまでに自分の興味・関心を広げ自らの生活を組み立てていけるように、基本的な生活習慣・生活技術・健康・衛生・安全への知識や能力を十分発達させるようにしなくてはならない。

3. 学年ごとの発達の特徴と、配慮事項

1年生

1) 発達の特徴

入学という新しい環境の中で精一杯生活をしているので、家に帰るころには体力の限界をむかえ、寝てしまうということがある。1年生の子どもの多くは入学したことで自分が「大きくなった」と誇りに感じているが、新しい未知な環境に入ることにより喜びを感じられず、とまどいを示す子どももいる。また大勢の中で失敗をしてしまったこと等により、「学校に行きたくない」という思いにつながることもある。

また、身体的には幼児期よりも体力は向上するものの、まだ病気への免疫力は十分ではなく伝染病疾患にもかかりやすい。

この時期は幼児期から続く自己中心性はまだまだ強く、自分との関わりで物事を考えるのが特徴である。自分が見たり体験した具体的な出来事・物事を理解することができても、他人の立場に自分を置き換えて考える、ということは難しい。

1年生の中には、幼児期からひらがなやカタカナが読み書きできる子がいるが、本格的な書き言葉の習得はこの時期からで、体験を言語化し内言語を増やす活動を豊富にすることにより、自己内対話を発達させることが重要である。

2) 配慮事項

1年生は新しい環境の変化にとまどいを感じているので、学童保育所での生活では緊張を和らげ、ほっとできる雰囲気を作る必要がある。生活の中でのびのびと自分を出せるようにし、また必要に応じて休息をとれるように配慮していく。

大人に対して「安心して甘えられる」という実感がもてるよう、おんぶや抱っこなどのスキンシップも行い、暖かく接していく。また、体調の変化などを正しく言葉で訴えることができないでいることもあるので、ちょっとした表情や行動の変化にはよく注意を払う必要がある。

一般的に、1年生の集中力は短いので、指導員が話をするときは、その子に関わりのある内容を、具体的・簡潔に話すよう努める。また、子どもの話し言葉が未熟であったとしても、よく聞き取る姿勢が必要である。

2年生

1) 発達の特徴

2年生は1年生の頃より体力が付き、自分が「大きくなった」という誇りをもつようになる。この時期の特徴としては、他人と自分を比べ、より強いこと、より大きいこと、より速いことなどを重視する、「序列」の認識が強くなる。この認識により、様々なことができることをもとに、現在の自分を価値づけることができ、「頑張ったらできた」という自分自身の成長を自覚し、自己肯定感のもととなる。

一方で、「できない」ことが自信の喪失につながりやすいともいえる。

この時期の子どもは、「自分自身のやっていることが相手の立場に立つとどうなのか」と言う考え方にまだまだ立てず、十分理解ができないものであるが、相手の行動に対して批判ができるようになり、他人に対する関心が高くなる。

また、1年生の頃より、見通しをもって生活する力が付き、余裕をもって生活をおくる姿がみられるようになる。

2) 配慮事項

この時期の特徴である「序列」意識については、「がんばったらできた」「楽しかった」「気持ちよかった」といった充実感・達成感などが得られる体験を通じて、積極的に自分の成長を感じ取れるようにしていくことが大切である。大人は、「できた」「できない」というだけの評価、他人との比較の評価は、子どもの自信を奪うものであることを自覚し、子どもに対して「ありのままでいい」という自己肯定感をもてるよう、支えていきたいものである。

生活習慣においては、少しずつ大人の手を借りる比重を小さくし、様々な体験を体や感覚で確かめることを大切にしながら、「こんなことができるようになった」という自負心を尊重していくことが大事である。

この時期は自分の行動を客観的にとらえて行動することはまだ難しく、「わがままさ」が残っていて当たり前である。そのため自己中心的な行動が現れることを念頭に置き、保育の中でおきる様々な人間関係でのトラブルは自己中心性の脱却する大切な体験として扱わなければならない。子ども同士で起きるトラブルは、他人との自分との思いや意見の違いを理解していく過程として重視し、丁寧に双方の思いや意見を引き出し、その感情を言語化していく手助けをする。

3年生

1) 発達の特徴

3年生は、1・2年生のころに比べて身体的なバランスがよくなり、走り方やボールを投げたりけったりすることなどの運動能力が発達してくる。1・2年生のときは、「できそうもない」となっていたことも、「やってみよう」と本気になることで、思いがけずできるようになった、ということがある。

この時期になると、ルールを理解し、守ることができるようになるので、集団遊びやスポーツ的な活動を仲間と共に楽しむことができるようになる。

しかしまだ遊びの中でむきになったり感情的になったりと、遊びが長く続かない場合がある。

また、トラブルがおこって、感情的になることがあっても、時間をおくことで自分の気持ちが整理されたり、客観的に状況を説明できたり、出来事のふりかえりができるようになってくる。自分のとるべき態度や立場というものを理解できるようになり、自己中心性から少しずつ脱却できるようになってくる。集団生活の中では、役割を与えると、その役割を誇りを持って果たそうとする姿が見られるようになる。

2) 配慮事項

学童保育所の対象学年が3年生までの場合、3年生は実質的に最高学年となる。

異年齢の集団の中での役割と責任を積極的に3年生に与え、その力を発揮する機会を多く持てるように配慮するべきである。

3年生は、1・2年生の間につけた経験や力をもとに、リーダーとしての役割を果たす中で、誇りややる気を感じるようになる。しかし、最高学年といっても必ずしも3年生に十分な自治能力が発揮されるとは限らない。未熟ながらも集団の中で認められたい、役割を果たせるようになりたいと努力する姿勢を大人は認め、「自分にもできるかもしれない」という実感がもてるような、役割や責任を少しずつ与えていくことが必要である。

また、卒所に向けて、自立した生活が送れるよう、基本的な生活習慣が身についているかどうか、確認することも必要である。

高学年保育を行う学童保育所では、1・2年生で得た生活力を仲間の中で自分のものとし、さらに高められるようにする。高学年の子に「憧れ」を持ちながらどんな力をつけたらいいか、どんな高学年になるのか、自分の成長に見通しを持ち、目標をもてるような姿勢を育てていく。

4年生

1) 発達の特徴

身体的には幼児性が抜け、少年・少女らしい体つきになってくる。女の子で早い子は第二次性徴を迎え、「異性」の存在を急速に意識し始める年齢でもある。身辺自立はほぼこの時期に完了し、生活習慣において自分の意思で生活をコントロールできるようになっていく時期である。

脳の発達は、抽象的思考・論理的思考ができるようになり、内言語が豊富になり心の中で自己内対話の能力が発達してくる。また、記憶に関する能力が発達し、脳の機能はほぼ大人と同じ働きができるようになるといわれている。

それにともない、「考えて行動する」ことができ始める時期であり、現象としては大人の権威・判断への依存から、脱却をし始めることを意味し、大人の過度な干渉を嫌い、反抗的な態度として現れる事がある。「急に生意気になった」と言われるのはこの時期である。

幼児期の親との密接な関係より、親の知らない子ども同士の世界を求めるようになり、行動範囲も急速に広がりを見せる。「冒険をしてみたい」「親の言うとおりに行動するのは嫌だ」と一見「ギャングエイジ」ともいえる行動をとりたがる。子どもなりの「自分らしさ」を意識し、一人の人間としてのアイデンティティーが形成され始める、精神的な自立の上での大変重要な時期であると言える。

精神的には、子どもから大人へと成長していく出発点ともいえる年齢である。

2) 配慮事項

この時期は、一見反抗的な態度を身近な大人に見せることがあるが、重要な発達の段階にあることを大人はしっかりと理解をすることが必要である。その上で、大人は子どもを一個の人格をもった人間として尊重し、子どもの発する言葉、態度、意見から、心の中を十分に汲み取る努力をするべきである。しかし反社会的な行動・善悪の判断においては、毅然とした態度を大人は取る必要がある。

また、自主・自律へ向かい始めた子どもに対して、保護を必要としなくなったと錯覚することは誤りである。

興味・関心の広がりと共に、自分と他人との関係・自分と家族・社会との関係において、社会性が発達する時期でもある。そのため活動・行動範囲が急速に広がる時期なので、子どもの冒険心を大切にしながら、危険を回避する方法を教えていく

必要がある。

大人の顔色をうかがうような萎縮した態度で接してくる子どもには、自分らしさを認め、自己肯定観が持てるような言葉かけ、働きかけを大切にする。大らかに自己表現ができるようになることが、その後の人格形成に大きな影響を与える。

この時期の子どもは心の発達にとって大きな節目を迎えていることを大人は理解するべきである。

高学年

1) 発達の特徴

身体的に第二次性徴が現れ出し大きく変化する時期である。体の急激な変化は時により精神的不安定を生み出す。それに加え、それまで大人から教えられ、当たり前とされてきた価値観をくずしつつ、自分なりの価値観を形成していこうとする。

そのため自分崩しと自分づくりが内面での葛藤となり大人への反抗的態度が表面化し、一方で自己認識の高まりとあわせて、不安となり、自信をなくしたりすることがおこり安く、急に大人に甘えた態度で接する場面がみられる。

学童後期になると、他人の視野に立って自分をとらえ直す自己客観性が形成される。この中で自己中心性を乗り越え、社会的存在へと本格的移行がされていく。

また、この時期は、「こうありたい」という自己の目標（自我理想）を立て、それに向かって自分自身を励ましていくことができるようになる。

社会の一定のルールを理解し、道徳的価値を重視することができるようになる。

また自分の目指す人間像の理想が高くなり、自分が他人からどう見られているか、を気にしだす。

さらに集団生活に対する要求が高まる時であり、集団のリーダーとして自覚的に見通しをもって生活をできる資質が身についてくる。高学年はそれまでの生活の積み重ねから、自分への自信を土台に、平等に下級生に接する意識が芽生える。それは自治能力の本格的な発揮を可能にする。

2) 配慮事項

身体的に第二次性徴を迎えた子どもには、何よりも大人へと変化しつつあることを人生の先輩として共に喜び、自分の身体についての正しい知識がもてるよう指導する。指導員は思春期を迎え始めたばかりの子どもの体をむやみにさわってはならない。

また、内面の葛藤が時に反抗として現れる時期である。それは一人の大人にな

りつつあるという成長の過程であるということを大人は理解し、尊重しなくてはならない。「自分はこうありたい」という理想をもちたがる時期であるからこそ、大人は年長者として子どもにとってのモデルとなるような存在となりたいものである。

時に「幼児がえり」を見せる子どもに対しては、大らかに受け止める態度で子どもに接することが大切である。

この時期は、自分たちでルールを作りそれを平等に守るという自治能力、市民的道德性の形成が重要になる。また、自己評価と同時に、同世代の他者からの評価に敏感に反応する時期である。様々な活動を仲間集団と共に取り組む中で、仲間に自分が認められる、自分の役割や位置づけといったものが実感できる仲間集団をつくりあげることが大切である。

この時期の子どもに対しては、大人は押し付けがましい価値観を示すのではなく、子どもの自己決定権を十分尊重しつつ、社会のルールや道德的価値観の理解がその子なりにできるように、導いていく姿勢が必要である。あわせて、生命の大切さを理解し、自分を大事にすることが何よりも大切なこと、自分を尊重することは、他人を尊重することへとつながり、民主的な社会の基本であることを大人として伝えたいものである。

第4章 学童保育所における保育内容

1. 保育内容

環境

- 1) 自然環境に興味をもち、様々な体験から自然を身近に感じ、大切にする心を育む。
- 2) 身近にある自然に働きかけ、自然とふれあい、様々な工夫をしながら、遊びを豊かにしていく。また、自然の中で小さな冒険をいくつも体験することで、大きな危険を察知して避けることができる力を身につけていく。
- 3) 四季の変化に興味・関心をもち、季節ごとの自然との関わりを楽しめるようにする。
- 4) 季節ごとの日照時間の変化・気象状況に応じた対応ができるようにする。
- 5) 身近な社会の出来事に興味や関心をもてるようにする。
- 6) 身近にある公共施設の役割を知り、必要に応じて利用する。

- 7) 他国の文化・生活に興味をもち、異なる文化・習慣で育った子どもたちと生活できるようにする。
- 8) 飼育・栽培活動を通じて動植物に親しみ、いたわったり進んで世話をしたりする。
- 9) 学童保育所や地域で使うものをみんなで大切にし、後片付けや整理整頓をできるようにする。
- 10) 地域の人々や社会との関わりの中で地域社会への関心を高めていくようにする。
- 12) 郷土の文化・季節行事、地域の行事を知り、参加しながら次世代へ伝えていく力を育てていく。

健康

- 1) 生活の様々な場面で起こることに対して、安全に過ごすために子ども自身が危険から身を守る力をつける。
- 2) 体調の悪い時は指導員に知らせることができ、自分の体調を気にしながら生活を送れるようにする。
- 3) ケガをした時は援助を求め、簡単な手当てが適切にできるようにする。
- 4) 交通事故の防止に努め、交通ルールを守り安全に生活できるようにする。
- 5) 毎日の生活が快適にすごせるように子ども自身が見通しをもって生活できるようにする。
- 6) 食生活と自分の身体・健康が関連していることを知り、おやつを捕食としてとらえ、栄養面・衛生面に十分注意しつつ適切な栄養が摂取できるようにする。
- 7) 気温・体温などを考慮しながら衣服の調節ができるようにする。
- 8) 子ども自身が自ら健康管理をできるように指導する。
- 9) 健康な身体づくりをするための保育計画を組み立てていく。
- 10) 衛生に関心をもち、健康との関連を理解し、清潔に生活できる力を養う。

人間関係

- 1) 共に生活する仲間である友達のことをお互いに理解し合い、様々な活動を通して関わることを育む。
- 2) 群れて遊ぶことを通して、自分たちで必要なルールをつくりそれを守り活動できるようにする。
- 3) 仲間同士のトラブルを暴力的な方法でなく話し合いによって解決していける力を養うようにする。

- 4) 協力と共同の経験を豊かにし、仲間と力を合わせて遊びや仕事ができる力を養うようにする。
- 5) 子どもたちが、年齢の異なる者同士、また同じ者同士、お互いの存在や関わりを通して理解しあい、成長できるように働きかける。
- 6) 継続的であり、異年齢の子どもたちのいる集団生活の中では、どの子にとっても居心地のよい場となるために、一人ひとりの気持ちが集団の活動に反映できるような関係が存在するよう働きかけていく。
- 7) 生活の中で様々な心と身体を経験を通して、自分が認められること、仲間を認める経験をしながら社会性や自主性を身につけていく。
- 8) 物事の善悪の判断ができる力を身につけ、規則・モラルを守りながら行動できる力を育てるようにする。

言葉

- 1) 人との関わりの中で、自分の気持ちや考えなどを言葉や文字によって適切に表現できる力を高める。
- 2) 自分の気持ちや考えを相手に伝えることができ、また相手の話を聞き、気持ちを受け止める力を育てていく。
- 3) 様々な体験を通して生活に必要な言葉がわかるようになるとともに、適切に使えるようになる。
- 4) 文学・科学など様々な分野に関心を持ち、親しみをもつ。
- 5) 絵本や童話に親しみ、内容に興味を持ち、様々な想像して楽しむ。

表現

- 1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を養う。
- 2) 感じたことや考えたことを様々な方法で表現できるようになる。
- 3) 芸術鑑賞や芸術・文化の創造活動を通して、豊かな表現力を養う。
- 4) 子どもの世界で伝承されてきた様々な遊びの文化や土地の風土・習慣を生活に生かしつつ、継承・発展させていくようにする。
- 5) 生活に必要な知識・技術を習得し、道具を使って遊びや生活に使うものを作り出していける力を養う。
- 6) 共に生活を作る活動の中で、自分以外の人に役に立っているという実感や、自分に対する自信を育てるようにする。

7)遊びや創造活動を通じて挑戦したり冒険したりしながら自分の力を試していけるようにする。

第5章 保育計画づくりと留意事項

1. 保育計画を作成するにあたって

学童保育所での保育目標を達成するために、指導員は、保育計画を作成する。作成にあたっては、以下の点に留意する。

- 1) 保育計画は、入所している子どもおよび家庭の状況や、保護者の意向、地域の実態を考慮し、各学童保育所に適したものとする。
- 2) 保育計画は、目標の達成のために、どの時期にどんなことをするのかという指導の目安として作成する。長期計画として年間保育計画、中期計画として学期ごとの計画、短期計画として必要に応じて月間・週計画を作成する。
- 3) 必要に応じて、一人ひとりの子どものケアプランを作成する。
- 4) 保育計画は、家庭や地域社会の変化に適切に対応できるよう柔軟なものとし、常に軌道修正を加えたり発展的に見直すことが大切である。
- 5) 指導員同士が十分に話し合い、一致した保育計画を作成する。
- 6) 保育計画は、保護者の意見を聞くとともに、活動主体である子どもたちと相談して進め、子どもに一定の責任をもたせるようにする。
- 7) 保育の経過や結果を記録し、総括・検証を行い、保育計画を発展させるよう努める。
- 8) 高学年の保育を行う学童保育所は、保育計画の話し合いの段階から、子どもたちの意見をよく聞き、高学年にふさわしい活動内容と、無理のない計画を作成する。

2. 指導員同士の協力体制・会議

保育を行うにあたって、指導員同士が相互に協力しあい、適切な役割分担を行うとともに、全指導員の保育観が一致しており、子どもたちへの姿勢や保護者への対応が一貫していることが重要である。

そのために、職員会議や日々の打ち合わせ等で、遠慮なく相互に意見交流を行う。

日々の保育の予定や指示・伝達にとどまらず、子ども一人ひとりの様子をとらえ、その実態・発達の課題等の情報を絶えず交換し、共有したうえで指導の見通しを立て

ることが必要である。

3. 遊び・活動・教材の準備と研究

子どもの意欲や発達に即した要求を深くとらえ、様々な活動を子どもが主体的に選択できるよう、教材・遊びの準備、環境作りをすすめる。

4. 特別な援助を必要とする子どもへの配慮

入所時は丁寧な対応を行い、無理なく保育活動に参加できるよう細心の注意を払いながら、特別な援助を必要とする子どもの成長・発達が保障されるように努める。

1) 障がい児

個々の子どもの障がいの内容・程度を理解し、それまでの生育歴を考慮し、子どもへの働きかけをしていく。受け入れは、施設・設備・指導員の加配など、条件整備を十分検討する。健常児との関わりは、急がずその子のペースにあわせて指導する。また、指導員は保育所・学校・専門機関等と連携し、適切な働きかけができるよう、相談・研修に努める。

2) 異文化で育った子ども

異文化で育った子どもに対しては、子どものもつ文化を十分に理解し、無理なく生活できるよう配慮する。日本語が理解できない子どもへは、関係機関と連携し、生活の中で必要な日本語が習得できるよう援助する。また、文化や言葉などの違いから生じる様々な問題は、子ども同士のコミュニケーションがとれるよう配慮する。

第6章 健康・安全に関する留意事項

1. 子どもの健康

1) 保育の環境は、温度、湿度、換気、採光等に十分注意し、保育室内の安全に配慮する。また、室内は常に清潔を保ち、建物周辺についても、危険物等落ちていないか適宜点検し、美化に努める。

2) 子どもの健康状態を常に観察し、把握するよう努める。特に、低学年の子どもは、自分の体調不良を訴えることが難しいので、いつもと違う兆候が見られたときは、保護者に連絡をとり、緊急時には医者に連れて行く等の対応をとる。

2. 事故防止・安全指導

- 1) 子どもはその発達の特徴から思わぬ事故にあいやすく、事故による傷害は子どもの心身に多くの影響を及ぼす。事故防止は保育の大きな目標であることを認識し、指導員は子どもの事故発生に関する知識を持つ必要がある。
- 2) 子どもの発達に合わせた安全指導の必要性を認識し、その実施に努める。また、交通事故の防止に配慮し、家庭・地域の諸機関との協力の下に交通安全指導を行う。
- 3) 災害時に備え、指導員は消火・通報・避難・誘導等の役割分担をしておく。子どもの発達に応じて避難訓練の目的・意義を理解させ、訓練に参加させる。指導員は避難訓練の意義を理解し、積極的に参加し、必要な機材・用具などの使用法を熟知しておく。
- 4) 指導員は、登下校時における不審者による被害を防ぐため、保護者への協力・理解を求めるなどの努力をする。緊急時は、指導員が家庭まで安全に送り、パトロールを行うなどの対応をとる。子どもには「子ども110番の家」などの存在を知らせ、防犯ブザーを持つ等、防犯についての意識をもたせる。
また、施設への不審者の侵入による事件・事故の防止に努め、学校や警察などの諸機関、地域などへの協力を求める。
- 5) 障がいのある子どもについては、一人ひとりの状態に応じて安全、事故防止に配慮する。

3. 虐待への対応

虐待は早期発見が第一である。そのため指導員は、子どもの心身の状態や家族の態度などに十分注意し、観察や情報収集に努める。

- 1) 発育障害や栄養障害など健康面の問題、不自然な傷や皮下出血、骨折、やけどなどの身体面の問題、あるいは脅えた表情・暗い表情が多い、極端に落ち着きがない、笑いが少ない、泣きやすいなどの情緒面の問題、乱暴な言葉づかいや言葉の発達の遅れといった言語面の問題、食欲不振、極端な偏食、拒食、過食などの食事面の問題などが認められることがある。
- 2) 理由のない欠席、不潔な身体や下着、病気や傷の治療を受けた形跡がない、などの不適切な養育態度が認められることがある。
- 3) 子どもの日常生活についてあまり話したがらない、子どもの身体についての説明

が不十分である、子どもの存在に否定的な態度を示す、必要以上にしつけが厳しくよく叱ることがある、などの家族の態度がみられることがある。

以上のような項目が顕著に認められる時には、児童青少年課、学校、児童相談所、警察等に通報し、連携をとることが義務である。

第7章 保護者と共にすすめる子育て

1. 一人ひとりの保護者との関わり

- 1) 家庭での生活実態を理解し、保護者の願いを把握する。
- 2) 働きながら子育てをする保護者が、昼間のわが子の姿を把握して成長を実感できるよう、通信、連絡帳、保護者会・懇談会など様々な方法を通して子どもの様子を伝えていく。個々への問題・課題を伝える時はプライバシーへの配慮を必要とする。
- 3) 定例保護者会や日々の関わりの中で、保護者と話し合い、相談し合える関係を築くよう努める。保護者と指導員では子どもの見方・考え方に違いがあることを認識し、子育てのパートナーとして、悩みを抱える保護者の支えとなるよう心がける。

2. 保護者会との関わり

子どもたちによりよい生活環境、地域環境をつくるために、指導員は保護者会とともに、日々の保育をつくりあげていくことが求められる。指導員は、保護者会には以下の役割があることを理解し、積極的に支援をしていく姿勢をもつ必要がある。

- 1) 保護者会は、子どものよりよい成長発達のために保育活動を知り、意見を述べ、直接・間接に参加する権利を保護者に保障する場である。
- 2) 定例の保護者会（保護者総会や懇談会）や様々な行事は、保護者と指導員、さらには保護者同士のコミュニケーションを広げ、共同の子育てができる場である。

3. 保護者自身の主体的な関わり

保護者への働きかけは、最終的に保護者自身の主体的な関わりにつながる。指導員・保護者の共同によって子育てに当たる場である学童保育所だからこそ、保護者には、単にサービスを楽しむだけでなく、中心的存在として活動する自覚が求められる。それは、子育ての主体となるということに止まらない前向きな行為である。

様々な行事において、保護者が自らの技術や経験を具体的な形で伝えていくこと

は、子どもたちのためであり、かつ自身が真の意味で「親」になるためである。異年齢集団の中で子どもたちが育ちあうように、保護者同士のつながりによって自身も成長していく。

また、積極的に関わることで子ども一人ひとりを知り、関係を作ることは、地域の中での子育てという意味で重要である。さらに大事なのは、こうしたすべてが、現代社会において重視される「コミュニティの形成」につながる点である。保護者は、誇りをもって、主体的な関わりに努めなければならない。

第8章 指導員の役割と仕事

指導員は毎日の生活の中で子どもの命と健康を守り、「自ら成長していく主体」である子どもを支える存在である。指導員は、保護者が昼間就労等で家庭にいない間、保護者のかわりに子どもの放課後の生活を守る、積極的な役割を担う「大人」である。

1. 指導員の役割

1) 一人ひとりの子どもが安心してすごせる生活をつくりあげる。

子どもにとって学童保育所は、放課後、家庭にかわる生活の拠点である。したがって指導員は、子どもたちが精神的・身体的にくつろいで生活できるよう配慮しなければならない。学童保育所の中で一人ひとりの子どもが、自分の居場所を見出すことができ、親しい人間関係がもてることが望ましい。

人から愛され、受け止められる安心感・安定感は、人と共に生きる共同の力を身につける。そのために指導員は、それぞれの子どもたちと信頼関係を築き、各自の思いや願いを最大限実現できるように指導・援助を行う。

2) 一人ひとりの子どもの成長・発達を促し、援助する。

学童保育所は遊びを中心とした放課後の生活の場であり、指導員は遊びや様々な活動を通して発達を促していく。その際、子どもが主体となって取り組んでいるか、十分に配慮する。

3) 働く保護者を支える。

学童保育所は、保護者の仕事への思い、子どもへの思いから出発している。仕事をしながらも、「わが子はどうすごしているか」と心配する保護者にとって、子どもが学童保育所でのびのびと楽しくすごすことは、「安心して働くことができる」ことを意味する。学童保育所は、核家族が多数を占める現代の家庭における子育て

の悩みを、保護者と共に解決していく「子育てのパートナー」として存在していくべきである。

4) 地域との連携をいかしていく。

(1) 小学校との連携

常に連絡をとり、互いに行事等の計画を周知し、理解が深まるよう努める。

また、子どもを共に育てるという視点で話し合いをもち、小学校の施設・設備を活用するなど積極的に連携をはかる。

(2) 幼稚園・保育園との連携

子どもの成長発達において、生活の中で一貫性をもつことが必要とされる。

必要に応じて、それまで子どもが生活してきた保育所等との連携がとる。

(3) 専門機関との連携

必要に応じて、児童相談所、教育相談所、医療機関等の専門機関と連携することが大切である。

2. 指導員の仕事内容

指導員の日々の仕事は大略、以下の7点である。これらは、指導員同士の入念な話し合いと、準備、研究、お互いの協力体制に支えられるものである。指導員は、日々の子どもたちの姿から保育の実践を振り返り、日常の学習や実践研究を通して保育の質を向上させるよう努める。また、地域性や保護者の願いを考慮した保育を目指し、学習・交流を深め、研修に主体的に参加することが必要である。

1) 子どもの健康管理・安全管理

2) 一人ひとりの子どもの生活の援助

3) 集団での安定した生活の維持

4) 遊びや活動、行事など生活全般を通しての成長への援助、働きかけ

5) 家庭との連携

6) 関連機関との連携

7) 研修

第9章 指導員の責務（倫理）

指導員は、国連「子どもの権利に関する条約」の条文を理解し、子どもの最善の利益を守る。特に保育の中で、意見表明権、表現の自由の権利、休息・余暇・遊び・レクリエーション活動の権利および文化的・芸術的生活への参加権等が保育実践の中で保障されるよう、配慮する。

指導員は、子どもに対して身体的・精神的苦痛を与え、人格を傷つけることのないよう努めなくてはならない。また、子どもの性差や個人差に留意し、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないようにする。

職務上知り得た、子どもや家庭に関するプライバシーは口外してはならない。

個人情報取り扱いに十分注意し、漏洩することのないよう努める。

指導員は、学童保育所を必要とする保護者の働く権利を保障しなくてはならない。

指導員は、学童期の子どもの保育に関わる専門の力量を身につける教育・養成を必要とする。

よい保育を目指すため、心身ともに健康であることが必要である。ケガ、病気を予防し、ストレスや疲労を蓄積しないよう努め、過労からくる精神疾患にかからないため心身のリフレッシュをはかり、職場内でいい人間関係をつくらなくてはならない。